

協議第 15 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 3 日

柏市・沼南町合併協議会
会長 本多 晃

協定項目	18 - 1 慣行の取扱いについて
	<ol style="list-style-type: none">1 市章については，柏市の市章によることとし，沼南町の町章は廃止する。ただし，市勢要覧などにより，沼南町の町章を記録にとどめることとする。2 市旗については，柏市のものに統一する。3 市の木については，「カシワ」及び「椎」を新市の木とする。4 市の花については，「シバザクラ」，「カタクリ」及び「ひまわり」を新市の花とする。5 市の鳥については，現行のとおり「オナガ」とする。6 沼南町の歌，沼南音頭については，地域の歌として継承するものとする。7 沼南町名誉町民に関する条例については，廃止する。ただし，市勢要覧などにより記録にとどめることとする。8 表彰制度については，両市町の内容に違いがあり，柏市の制度を適用する。

柏市・沼南町合併協議会の調整方針（案）

協定項目	18 - 1 慣行の取扱い	細目	
------	---------------	----	--

調整方針	<p>1 市章については、柏市の市章によることとし、沼南町の町章は廃止する。ただし、市勢要覧などにより、沼南町の町章を記録にとどめることとする。</p> <p>2 市旗については、柏市のものに統一する。</p> <p>3 市の木については、「カシワ」及び「椎」を新市の木とする。</p> <p>4 市の花については、「シバザクラ」、「カタクリ」及び「ひまわり」を新市の花とする。</p> <p>5 市の鳥については、現行のとおり「オナガ」とする。</p> <p>6 沼南町の歌、沼南音頭については、地域の歌として継承するものとする。</p> <p>7 沼南町名誉町民に関する条例については、廃止する。ただし、市勢要覧などにより記録にとどめることとする。</p> <p>8 表章制度については、両市町の内容に違いがあり、柏市の制度を適用する。</p>
------	--

【参考資料】

柏 市	沼 南 町
<p>【市章】(昭和29年制定)</p>  <p>ひらがなの「か」「し」「わ」の三文字を組み合わせたもの</p>	<p>【町章】(昭和49年制定)</p>  <p>沼南町の「シ」を図案化したもので、太陽とみどりと水を表し、親が子を抱く人間の愛情を意味する</p>
<p>【市の木】(昭和45年制定)</p> <p>「カシワ」</p>	<p>【町の木】(昭和45年制定)</p> <p>「椎(しい)」</p>
<p>【市の花】(平成6年制定)</p> <p>「シバザクラ」 「カタクリ」</p>	<p>【町の花】(平成2年制定)</p> <p>「ひまわり」</p>
<p>【市の鳥】(平成6年制定)</p> <p>「オナガ」</p>	<p>【町の鳥】</p> <p>なし</p>
<p>【市の歌】</p>	<p>【町の歌】(昭和49年制定)</p> <p>沼南町の歌 沼南音頭</p>
<p>【表彰】</p> <p>名誉市民 制度なし</p> <p>一般表彰(柏市表彰審査会規則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の自治, 教育文化, 産業経済, 建設, 保健衛生, 社会福祉, 防災安全等の向上及び発展に関し, 功労が顕著であると認める者 ・市民の模範となる善行をした者 ・その他表彰することが適当であると認める者 	<p>【表彰】</p> <p>名誉町民(沼南町名誉町民に関する条例) 1人(物故者)</p> <p>一般表彰(沼南町表彰条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般表彰 ・功労表彰